

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月26日

岩手県議会議長 佐々木 順 一

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員服務規程（昭和44年岩手県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 次条から第5条の4までに定めるもののほか、職員（次項に規定する職員を除く。）は、事務局長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合における勤務時間の割振りは、第1号によるものとする。</p> <p>(1) 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(2) 午前9時から午後5時45分まで</p> <p>2 事務局長及び次長その他事務局長が別に定める職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>3 第1項各号及び前項に規定する勤務時間中に正午から1時間の休憩時間を置く。</p> <p>4 子育て、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、前項に規定する休憩時間を45分に短縮することができる。この場合における当該職員の勤務時間の終了時刻は、第1項各号及び第2項に規定する勤務時間の終了時刻の15分前とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項各号及び第2項に規定する」とあるのは、「第5条の2第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。</p> <p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</p> <p>第5条の4 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第9条の2の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第5条第3項の規定による休憩時間を置く。</p> | <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 次条から第5条の5までに定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に正午から1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 子育て、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、前項に規定する休憩時間を45分に短縮することができる。この場合における当該職員の勤務時間の終了時刻は、第1項に規定する勤務時間の終了時刻の15分前とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第5条の2第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。</p> <p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</p> <p>第5条の4 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第9条の2の2の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第5条第2項の規定による休憩時間を置く。</p> |

2 第5条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項各号及び第2項」とあるのは、「第5条の4第1項」と読み替えるものとする。

2 第5条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条の4第1項」と読み替えるものとする。

(子育て等の事情がある職員の勤務時間の割振りの特例)

第5条の5 所属長は、子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある職員（第5条の2及び第5条の3の規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。）から申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。

(1) 午前7時30分から午後4時15分まで

(2) 午前8時から午後4時45分まで

(3) 午前9時から午後5時45分まで

(4) 午前9時30分から午後6時15分まで

2 前項に規定する勤務時間中に第5条第2項の規定による休憩時間を置く。

3 第5条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条の5第1項」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。